第53号
昭和36年(1961)
3月15日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)2151番

広報 とちお

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(2月末日現在)
世帯数 7,326
人口 38,258人
男 18,512人
女 19,746人

今月の市税
◇国民健康保険税 3月分
納期 3月31日

(2)　第53号　広報 とちお　(昭和32年2月20日第三種郵便物認可)　昭和36年3月15日発行

◎……なだれに注意いたしましょう

◎…四月一日午前八時、消防演習のためサイレン吹鳴　長音三

国民年金の加入手続き
未届者は今月末までに

きょ出制国民年金に当然に加入しなければならないで、まだ加入の届出をしていないかたは、この三月三十一日までに必ず加入の手続きをしてください。

たびたびお知らせしたように、該当するかたがたは、きょ出制国民年金すなわち保険料をかけて年金をもらうこの制度の被保険者（加入者）として、このむとこのまざるとにかかわらず当然に加入しなければならないことに法律で定められています。したがって加入しても、しなくてもよいのではなく、必ず加入しなければならないというわけです。

この加入の届出期限が今月末となっていますので、該当者はいうまでもなく、皆さんのまわりでまだ手続きの済んでいないかたがありましたらお聞かせいただきまして期限までに、一人残らず加入の届出を済ませるようご協力をお願いいたします。

◇加入しなければならない人

この四月一日現在で、満二十才以上満六十五才未満の日本人です。これを生年月日で（または）一カ年該当（昭和三十四年四月一日から三十五年三月三十一日まで）にわけ、

④厚生年金保険や恩給や各種の共済組合などに加入していたり、また、既に年金や恩給をもらっているとか、あるいは年金等をもらう資格をもっているかたと、それに、

⑤右のかたがたの配偶者（妻または夫）や公務扶助料や遺族年金を受けているかた、大学生等のかたは、この国民年金に加入する義務はなく、加入を希望しても入れないことになっています。しかし右の

⑥に該当するかたは自分の考えで加入をしたいと思いいつでも承認をうけて加入することができます。

（厚生課）

国保が表彰
ことしは二七四名を

栃尾市国民健康保険では、恒例によって、ことしも二カ年該当（昭和三十三年四月一日から三十五年三月三十一日まで）にわけ、無医療であり、しかも保険税を納期内納入をされたかたを表彰いたしました。ことしの二カ年該当者は八〇名、一カ年該当者は一九四名、計二七四名でありました。

これらのかたがたに直接おわたしできれば一番よいのですが、なにぶんにも大ぜいであること、地域的に広範囲にわたっております。そのため去る二月十七日市全域の区長会がありましたので、その席上区長さんから代表者にたっていただき表彰式を行ないました。

二カ年該当者には、表彰状と記念品（重箱）を、一カ年該当者には、表彰状と記念品（印かんセット）をそれぞれお贈りいたしました。

【写真は区長会の席上行なわれた表彰式】

赤ちゃんに日光浴を
近くクル病検診を実施

赤ちゃんの病気のひとつにクル病というのがあることはご存じのとおりであります。

◇くる病は、全身の病気で骨の発育が悪くなり、からだの形が変ってくる病気です。

◇一般的な症状としては、疲れやすく、きげんが悪い。夜よく眠らない。頭に汗をかきやすい。便秘したり、下痢したりする。筋肉がたるんで柔らかくなる。おすわり、たつちなどが遅れる。病気にかかりやすく、かぜなどが重くなりやすいなどがあります。病状がすすむと胸の部分の骨の形が変つたり、背中が丸くなったり歩くようになっても、からだがよくつまずいたりします。

◇病気になる原因は、ビタミンDの不足からおこります。

ビタミンDは、バターの中に多く含まれています。

◇このビタミンDは、バターの中に多く含まれています。

◇予防としては、ビタミンDを与えるよう努める。

充分なビタミンDを与えなければなりません。もし充分な治療を行なわない場合は、骨ことによっては、からだの中の重みで足がまがり、骨の発育が悪くなります。

骨が悪いために、前頭部のべコべこした部分が、一年半を過ぎても閉ずにおります。

◇くる病の発育が悪くなり、からだの形が変ってくる病気です。

◇一般的な症状としては、疲れやすく、きげんが悪い。夜よく眠らない。頭に汗をかきやすい。便秘したり、下痢したりする。筋肉がたるんで柔らかくなる。おすわり、たつちなどが遅れる。病気にかかりやすく、かぜなどが重くなりやすいなどがあります。病状がすすむと胸の部分の骨の形が変つたり、背中が丸くなったり歩くようになっても、からだがよくつまずいたりします。

◇病気になる原因は、ビタミンDの不足からおこります。

ビタミンDは、バターの中に多く含まれています。

◇このビタミンDは、バターの中に多く含まれています。

◇予防としては、ビタミンDを与えるよう努める。

充分なビタミンDを与えなければなりません。もし充分な治療を行なわない場合は、骨

骨の発育状態で判断されます。

◇もしかつた場合は、症状が軽いときは、日光浴だけでなおります。重症のものは、病検診を行ないますから、当番はぜひ検診を受けてください。

（保健衛生課）

春の火災予防運動週間
——四月一日から七日まで——
火災は春先が多い

火災は三・四・五月の季節にいちばんおこりやすいといわれております。

新潟県でもきたる四月一日から七日までの一週間、春季火災予防運動を実施することになりました。

当市でも明治以来の大火発生は、雪消えどきといいましょうか、四・五月ごろに多くありました。

これは裏日本の特殊気象であるフエン現象（別記）、つまり気象条件が火災の発生しやすい状態になるからであります。そのうえに長い間の積雪や寒さから開放されるため注意力が欠けやすいことも原因であろうかと思います。

したがつての季節には、火気使用後の点検には細心の注意が必要であります。火災はとかく大じょうぶと思われるところから出火する場合が多いようですから、火気使用場はもちろん、どこか欠陥がないか、点検見回りをすることがたいせつであります。

ことしは思わぬ大雪にわれ、雪消えが遅くしかつて冬囲いを取りはずすも遅くなることと思いますが、可能なかぎりなるべく早く除き建物の周囲はきちんとしておきましょう。そして家災発生など非常事態に備えるためいろいろの形が残ることもありますから、医師の指示したがうことがたいせつであります。

◇今までの検診の結果、昨年五月と十二月が四件、一・六・八・十・十一月が各二件、

◇今までの検診の結果、昨年五月と十二月が四件、一・六・八・十・十一月が各二件、

昭和三十五年中の火災発生件数は、二十七件で損害額は千八十万円の増で、なんと二十四倍になっております。まことに、このうち住宅の全焼が四軒、半焼が二軒あり、このほか屋、作業場などが八棟全焼しております。

また、火災発生時を月別にみますと四月が最も多く五件

昨年の火災
二十四件　千九百六十万円が灰に

十四件の増、損害額で約千八千八十万円の増で、なんと二十四倍になっております。また、このうち住宅の全焼が四軒、半焼が二軒あり、このほか屋、作業場などが八棟全焼しております。

また、火災発生時を月別にみますと四月が最も多く五件

火事の親せき
フエン現象とは

川の瀬音が高くなり、刈谷田川の水が濁りだしてくるとまさに春であります。

この頃になると日本海側のあちらこちらで火災がおきるようですが、これが、フエン現象によるつむじ風の発生です。

大火の場合が少なくないのです。この現象はアルプス地方が本場でありますが、

現象です。このフエンのことを風炎ノ書くこともあります。これは湿った空気が山を越すときに雨や雪を降らして乾燥させ、それが山の反対側へおりるとき百米ごとに一度ずつ空気の湿度が昇り、山のふもとでは乾燥した熱風が吹き荒れることの現象をいいます。

市議会臨時会
厚生会館建設位置など可決

第一回市議会臨時会が、さる二月二十日市役所に招集され、午前十一時開議、会期を一日間ときめ、議長、市長から報告事項があり、特に市長から本議会を協議会に切替えて審議願いたいとの要望がありました。ついで守門総合開発委員会とガス水道委員会からそれぞれ視察報告がなされました。十一時二十五分、協議会に切替えられましたが、議会運営委員長から秘密会にしたいとの発言があり、秘密会で審議されました。昼食休憩後午後一時再開、引続き協議会で審議、総文委員長から厚生会館の建設敷地についての審査報告がなされ、慎重審議の結果、厚生会館は大町区に建設されることに決定されました。二時四十五分休憩三時再開、職員の給与に関する条例の一部改正など五件が一括助役から提案説明があり審議、三時三十分本会議に切替え、あらかじめ協議会で審議された職員の給与に関する条例の一部改正など一括上程され、異議なく原案可決されました。次の火葬場使用条例制定については委員会付託、三十五年度一般会計歳入歳出予算追加については原案可決し、二四時三分第一回市議会臨時会を閉会しました。

× × ×

◇回提出された議案は次のとおりでした。

▽職員の給与に関する条例の一部改正について＝原案可決

▽特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について＝原案可決

▽特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について＝原案可決

▽教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部改正について＝原案可決

▽昭和三十五年度一般会計歳入歳出予算追加更正について＝原案可決

▽厚生会館建設位置について＝原案可決

給与・報酬などの条例改正

職員の給与、特別職の職員の給与および職員の報酬などが、それぞれの条例改正によりまして、あらまし次のようになりました。

× × ×

▽人事院勧告に基づいて職員の給与が月最低七百円から最高四千円、平均千二百円位が引上げられました。（昭和三十五年十月一日から適用）

▽特別職の職員の給与条例改正（一月一日から適用）

市長＝月五万二千円を六万五千円、助役＝三万九千円を四万五千円、収入役＝三万五千円を四万円

▽議員の報酬及び費用弁償等条例改正（一月一日から適用）

議長＝八千円を一万二千円、副議長＝九千円を一万二千円、議員＝八千円を一万二千円

▽特別職の職員の給与条例改正（一月一日から適用）

市長＝月五万二千円を六万五千円、助役＝三万九千円を四万五千円、収入役＝三万五千円を四万円

▽議員の報酬及び費用弁償等条例改正（一月一日から適用）

議長＝八千円を一万二千円、副議長＝九千円を一万二千円、議員＝八千円を一万二千円

▽栃尾市教育委員会教育長の給与等条例改正（一月一日から適用）

教育委員会委員長＝月二千五百円を五千円、同委員＝月三千円を四千円、監査委員（学識経験者）＝年二万五千円を三万円、同（議会選出）＝年一万二千円を一万五千円、選挙管理委員会委員長＝年六千円を一万円、同委員＝年四千円を八千円、農業委員会委員＝月一千八百円を二千二百円、同委員＝一千二百円を一千五百円、投票管理者＝日四百円を五百円、投票立合人＝月三百円を四百円、開票立合人＝日三百円を四百円、選挙立合人＝日三百円を四百円に。

▽栃尾市教育委員会教育長の給与等条例改正（一月一日から適用）

教育長＝月三万六千円（旧三万一千円）

一般会計予算
雪害対策など費を追加更正

一般会計歳入歳出予算追加更正（第九号）が、さる二月二十日原案可決されました。

今回の追加更正予算額は三百七十三万三千八百円であり、現計予算額は、二億八千三百六十三万八千六百円となりました。

あらまし次のとおりであります。

歳出

④市役所費＝三百六十一万八千円の追加、これは雪害対策費補助金であります。

⑤社会及び労働施設費＝九万円の追加、これは秋葉公園の整備費補助金であります。

⑥社会及び労働施設費＝九万円の追加、これは秋葉公園の整備費補助金であります。

⑦諸支出金＝三百六十一万八千円の追加、このうち雪害対策費が三百五十八万八千円であります。この雪害対策費は、小・中学校、市役所などの雪下ろし費用（写真は雪下ろしの委員会）

歳入

①市税＝三百六十三万三千八百円、これは普通税の増収見込分。

⑨寄附金＝十万円、これは秋葉公園の整備費として稲田正三氏からの寄附金。

以上で歳入歳出とのバランスが計られております。

服装は清そに
成人式　四月三日挙行

昭和三十六年の成人式は、きたる四月三日栃尾小学校を会場として行われます。

該当者は、昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生れ、しかも本市に住民登録をしている青年が対象であります。

転入などでまだ住民登録の済んでいないかたは、急いで市役所で手続きをしてください。

住民登録をしていない者は成人式に出席できません。

出かせぎ者、学生、市外就職者など成人式を郷土帰郷して参加したいかたは、そのうち宅の父兄から三月二十五日までに公民館へ連絡しておくようにしてください。

成人式に参列するときの服装はなるべく新調しないでサッパリした清そな服装にいたしましょう。式後有志で祝宴を計画する場合は、なるべくかんたんにし、むだ使いにならないようにまた無理に誘わないようにいたしましょう。

（栃尾市公民館）

中小企業設備
近代化資金を貸付

中小企業の設備近代化を促進するため、中小企業振興資金及び、中小工業設備近代化資金の貸付を行なっておりますから、ご希望のかたは商業課まで申し込みください。

一、貸付の対象者

①生産業者であること

②生産品が市場性があること

③限則として所得税、事業税を納め、また滞納していないこと

④この資金によって設備し、生産されたものが、その事業所全体の三割以上の生産量があること

⑤輸出品または、県外移出しているものについては優先する

⑥現在実績はないが、近い将来において考えられるものも同じ

二、申込み期間

六月末日まで

三、貸付額の範囲

①中小企業振興資金

一〇万円以上三〇〇万円以内貸付

②設備資償の二分の一以内貸付

③中小工業設備近代化資金

一〇万円以上二〇〇万円以下、設備設置の三分の二以内貸付

四、償還方法

一カ年据置き、四年均等割賦償還

なお、指定業種及び対象設備など、くわしいことは商業課へ照会してください。

南極越冬体験講演会

三月二十一日・於栃尾小学校

きたる三月二十一日午後七時三十分から栃尾小学校で「南極越冬体験」と題して、冬体験などから南極の話、ペンギン写真、もつともよく、ない間に疑問点などがたくさんあります。

たという例が多くあります。

◇そのためこれら別記衛生課

栃尾市の人口

（2月末日現在）

世帯数	7,326
人口	38,258人
男	18,512人
女	19,746人

今月の市税

◇国民健康保険税 3月分

納期 3月31日

市税納期一覧表
（下記以外の税目は省略）

月	別	税目	
4月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第一期 〃 全期
5月			
6月		市県民税	第一期
7月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第二期 〃 随時分
8月		市県民税	第二期
9月			
10月		市県民税	第三期
11月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第三期 〃 随時分
12月			
昭和37年1月		市県民税	第四期
〃 2月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第四期 〃 随時分
〃 3月			

国保
一般会計歳入歳出予算追加更正

一般会計歳入歳出予算追加更正（第九号）が、さる二月二十日原案可決されました。

今回の追加更正予算額は三百七十三万三千八百円であり、現計予算額は、二億八千三百六十三万八千六百円となりました。

あらまし次のとおりであります。

歳出

④市役所費＝三百六十一万八千円の追加、これは雪害対策費補助金であります。

⑤社会及び労働施設費＝九万円の追加、これは秋葉公園の整備費補助金であります。

⑥社会及び労働施設費＝九万円の追加、これは秋葉公園の整備費補助金であります。

⑦諸支出金＝三百六十一万八千円の追加、このうち雪害対策費が三百五十八万八千円であります。この雪害対策費は、小・中学校、市役所などの雪下ろし費用（写真は雪下ろしの委員会）

歳入

①市税＝三百六十三万三千八百円、これは普通税の増収見込分。

⑨寄附金＝十万円、これは秋葉公園の整備費として稲田正三氏からの寄附金。

以上で歳入歳出とのバランスが計られております。

「栃倉遺跡」出版
希望者に頒布

市教育委員会では、このほど栃倉遺跡の報告書を出版することになりました。

希望者には、次によって頒布いたしますからお申し込みください。

▽頒布価格

上製　一、八〇〇円

並製　一、六〇〇円

いずれも送料は一〇〇円です。

▽ただし並製予約申込者で四月二十日までに送金のあったかたには、一、四〇〇円（送料共五〇円）でお頒ちします。

現品は書金次第お送りいたします。

▽限定出版で部数が少ないため、申し込み多数の際は、申込順で締切るようにさせていただきます。

▽申込先　栃尾市教育委員会

▽監修・指導　藤田亮策

▽執筆　本間嘉晴・小出善治・寺村光晴・寺田寮方・中村正二・本間昭二・島田進

▽規格・装幀　B5判・上質紙使用・本文一七二頁・その他挿図、図版、地図多数入（上製本は布クロス、背金文字、函入）

冬季国体
南極越冬体験講演会

新潟県教育委員会、栃尾市教育委員会、新潟日報社主催による第十三回守門滑降距離スキー（新潟県選手権大会が、きたる三月二十一日栃尾小学校を会場に開催されます。

競技方法は、守門大岳頂上から栃尾小学校までの個人滑降レースで男子部・団体競技一チーム五名・女子部・団体競技一チーム三名）

中学生部（団体競技一チーム三名）

大会日程は、二十一日午前五時起床、六時三十分朝食、七時集合出発、九時保久礼十時方太郎、十一時大岳頂上スタート十三時ゴール、十五時開会式となっております。

生部は、コースを方太郎（山）から栃栃峠までとなっております。また、個人競技もあり、団体参加の全員時間の少ないものから等位をきめます。もちろん個人競技のみの参加もできます。

前五時起床、六時三十分朝食、七時集合出発、九時保久礼十時方太郎、十一時大岳頂上スタート十三時ゴール、十五時開会式となっております。

市議会臨時会
厚生会館建設位置など可決

第一回市議会臨時会が、さる二月二十日市役所に招集され、午前十一時開議、会期を一日間ときめ、議長、市長から報告事項があり、特に市長から本議会を協議会に切替えて審議願いたいとの要望がありました。ついで守門総合開発委員会とガス水道委員会からそれぞれ視察報告がなされました。十一時二十五分、協議会に切替えられましたが、議会運営委員長から秘密会にしたいとの発言があり、秘密会で審議されました。昼食休憩後午後一時再開、引続き協議会で審議、総文委員長から厚生会館の建設敷地についての審査報告がなされ、慎重審議の結果、厚生会館は大町区に建設されることに決定されました。二時四十五分休憩三時再開、職員の給与に関する条例の一部改正など五件が一括助役から提案説明があり審議、三時三十分本会議に切替え、あらかじめ協議会で審議された職員の給与に関する条例の一部改正など一括上程され、異議なく原案可決されました。次の火葬場使用条例制定については委員会付託、三十五年度一般会計歳入歳出予算追加については原案可決し、二四時三分第一回市議会臨時会を閉会しました。

× × ×

◇回提出された議案は次のとおりでした。

▽職員の給与に関する条例の一部改正について＝原案可決

▽特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について＝原案可決

▽特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について＝原案可決

▽教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部改正について＝原案可決

▽昭和三十五年度一般会計歳入歳出予算追加更正について＝原案可決

▽厚生会館建設位置について＝原案可決

給与・報酬などの条例改正

職員の給与、特別職の職員の給与および職員の報酬などが、それぞれの条例改正によりまして、あらまし次のようになりました。

× × ×

▽人事院勧告に基づいて職員の給与が月最低七百円から最高四千円、平均千二百円位が引上げられました。（昭和三十五年十月一日から適用）

▽特別職の職員の給与条例改正（一月一日から適用）

市長＝月五万二千円を六万五千円、助役＝三万九千円を四万五千円、収入役＝三万五千円を四万円

▽議員の報酬及び費用弁償等条例改正（一月一日から適用）

議長＝八千円を一万二千円、副議長＝九千円を一万二千円、議員＝八千円を一万二千円

▽特別職の職員の給与条例改正（一月一日から適用）

市長＝月五万二千円を六万五千円、助役＝三万九千円を四万五千円、収入役＝三万五千円を四万円

▽議員の報酬及び費用弁償等条例改正（一月一日から適用）

議長＝八千円を一万二千円、副議長＝九千円を一万二千円、議員＝八千円を一万二千円

▽栃尾市教育委員会教育長の給与等条例改正（一月一日から適用）

教育長＝月三万六千円（旧三万一千円）

一般会計予算
雪害対策など費を追加更正

一般会計歳入歳出予算追加更正（第九号）が、さる二月二十日原案可決されました。

今回の追加更正予算額は三百七十三万三千八百円であり、現計予算額は、二億八千三百六十三万八千六百円となりました。

あらまし次のとおりであります。

歳出

④市役所費＝三百六十一万八千円の追加、これは雪害対策費補助金であります。

⑤社会及び労働施設費＝九万円の追加、これは秋葉公園の整備費補助金であります。

⑥社会及び労働施設費＝九万円の追加、これは秋葉公園の整備費補助金であります。

⑦諸支出金＝三百六十一万八千円の追加、このうち雪害対策費が三百五十八万八千円であります。この雪害対策費は、小・中学校、市役所などの雪下ろし費用（写真は雪下ろしの委員会）

歳入

①市税＝三百六十三万三千八百円、これは普通税の増収見込分。

⑨寄附金＝十万円、これは秋葉公園の整備費として稲田正三氏からの寄附金。

以上で歳入歳出とのバランスが計られております。

厚生会館は
大町地内に決定

中小企業設備
近代化資金を貸付

中小企業の設備近代化を促進するため、中小企業振興資金及び、中小工業設備近代化資金の貸付を行なっておりますから、ご希望のかたは商業課まで申し込みください。

一、貸付の対象者

①生産業者であること

②生産品が市場性があること

③限則として所得税、事業税を納め、また滞納していないこと

④この資金によって設備し、生産されたものが、その事業所全体の三割以上の生産量があること

⑤輸出品または、県外移出しているものについては優先する

⑥現在実績はないが、近い将来において考えられるものも同じ

二、申込み期間

六月末日まで

三、貸付額の範囲

①中小企業振興資金

一〇万円以上三〇〇万円以内貸付

②設備資償の二分の一以内貸付

③中小工業設備近代化資金

一〇万円以上二〇〇万円以下、設備設置の三分の二以内貸付

四、償還方法

一カ年据置き、四年均等割賦償還

なお、指定業種及び対象設備など、くわしいことは商業課へ照会してください。

「栃倉遺跡」出版
希望者に頒布

市教育委員会では、このほど栃倉遺跡の報告書を出版することになりました。

希望者には、次によって頒布いたしますからお申し込みください。

▽頒布価格

上製　一、八〇〇円

並製　一、六〇〇円

いずれも送料は一〇〇円です。

▽ただし並製予約申込者で四月二十日までに送金のあったかたには、一、四〇〇円（送料共五〇円）でお頒ちします。

現品は書金次第お送りいたします。

▽限定出版で部数が少ないため、申し込み多数の際は、申込順で締切るようにさせていただきます。

▽申込先　栃尾市教育委員会

▽監修・指導　藤田亮策

▽執筆　本間嘉晴・小出善治・寺村光晴・寺田寮方・中村正二・本間昭二・島田進

▽規格・装幀　B5判・上質紙使用・本文一七二頁・その他挿図、図版、地図多数入（上製本は布クロス、背金文字、函入）

冬季国体
南極越冬体験講演会

新潟県教育委員会、栃尾市教育委員会、新潟日報社主催による第十三回守門滑降距離スキー（新潟県選手権大会が、きたる三月二十一日栃尾小学校を会場に開催されます。

競技方法は、守門大岳頂上から栃尾小学校までの個人滑降レースで男子部・団体競技一チーム五名・女子部・団体競技一チーム三名）

中学生部（団体競技一チーム三名）

大会日程は、二十一日午前五時起床、六時三十分朝食、七時集合出発、九時保久礼十時方太郎、十一時大岳頂上スタート十三時ゴール、十五時開会式となっております。

生部は、コースを方太郎（山）から栃栃峠までとなっております。また、個人競技もあり、団体参加の全員時間の少ないものから等位をきめます。もちろん個人競技のみの参加もできます。

前五時起床、六時三十分朝食、七時集合出発、九時保久礼十時方太郎、十一時大岳頂上スタート十三時ゴール、十五時開会式となっております。

市税納期一覧表
（下記以外の税目は省略）

月	別	税目	
4月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第一期 〃 全期
5月			
6月		市県民税	第一期
7月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第二期 〃 随時分
8月		市県民税	第二期
9月			
10月		市県民税	第三期
11月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第三期 〃 随時分
12月			
昭和37年1月		市県民税	第四期
〃 2月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第四期 〃 随時分
〃 3月			

火事の親せき
フエン現象とは

川の瀬音が高くなり、刈谷田川の水が濁りだしてくるとまさに春であります。

この頃になると日本海側のあちらこちらで火災がおきるようですが、これが、フエン現象によるつむじ風の発生です。

大火の場合が少なくないのです。この現象はアルプス地方が本場でありますが、

現象です。このフエンのことを風炎ノ書くこともあります。これは湿った空気が山を越すときに雨や雪を降らして乾燥させ、それが山の反対側へおりるとき百米ごとに一度ずつ空気の湿度が昇り、山のふもとでは乾燥した熱風が吹き荒れることの現象をいいます。

春の火災予防運動週間
——四月一日から七日まで——
火災は春先が多い

火災は三・四・五月の季節にいちばんおこりやすいといわれております。

新潟県でもきたる四月一日から七日までの一週間、春季火災予防運動を実施することになりました。

当市でも明治以来の大火発生は、雪消えどきといいましょうか、四・五月ごろに多くありました。

これは裏日本の特殊気象であるフエン現象（別記）、つまり気象条件が火災の発生しやすい状態になるからであります。そのうえに長い間の積雪や寒さから開放されるため注意力が欠けやすいことも原因であろうかと思います。

したがつての季節には、火気使用後の点検には細心の注意が必要であります。火災はとかく大じょうぶと思われるところから出火する場合が多いようですから、火気使用場はもちろん、どこか欠陥がないか、点検見回りをすることがたいせつであります。

ことしは思わぬ大雪にわれ、雪消えが遅くしかつて冬囲いを取りはずすも遅くなることと思いますが、可能なかぎりなるべく早く除き建物の周囲はきちんとしておきましょう。そして家災発生など非常事態に備えるためいろいろの形が残ることもありますから、医師の指示したがうことがたいせつであります。

◇今までの検診の結果、昨年五月と十二月が四件、一・六・八・十・十一月が各二件、

昭和三十五年中の火災発生件数は、二十七件で損害額は千八十万円の増で、なんと二十四倍になっております。まことに、このうち住宅の全焼が四軒、半焼が二軒あり、このほか屋、作業場などが八棟全焼しております。

また、火災発生時を月別にみますと四月が最も多く五件

昨年の火災
二十四件　千九百六十万円が灰に

十四件の増、損害額で約千八千八十万円の増で、なんと二十四倍になっております。また、このうち住宅の全焼が四軒、半焼が二軒あり、このほか屋、作業場などが八棟全焼しております。

また、火災発生時を月別にみますと四月が最も多く五件

火事の親せき
フエン現象とは

川の瀬音が高くなり、刈谷田川の水が濁りだしてくるとまさに春であります。

この頃になると日本海側のあちらこちらで火災がおきるようですが、これが、フエン現象によるつむじ風の発生です。

大火の場合が少なくないのです。この現象はアルプス地方が本場でありますが、

現象です。このフエンのことを風炎ノ書くこともあります。これは湿った空気が山を越すときに雨や雪を降らして乾燥させ、それが山の反対側へおりるとき百米ごとに一度ずつ空気の湿度が昇り、山のふもとでは乾燥した熱風が吹き荒れることの現象をいいます。

市税納期一覧表
（下記以外の税目は省略）

月	別	税目	
4月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第一期 〃 全期
5月			
6月		市県民税	第一期
7月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第二期 〃 随時分
8月		市県民税	第二期
9月			
10月		市県民税	第三期
11月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第三期 〃 随時分
12月			
昭和37年1月		市県民税	第四期
〃 2月		都市計画税 固定資産税 軽自動車税	第四期 〃 随時分
〃 3月			